持続可能な上下水道事業の運営に向けて

上下水道料金の改定を検討しています

市の上下水道事業は、地方公営企業として市民の皆さんからいただく上下水道料金で運営費の多くを賄っています。 しかし、上下水道施設の維持管理には多額の費用がかかるため、料金収入だけではすべての経費を賄いきれません。将来にわたって事業を継続して運営していくためには、上下水道料金の見直しが必要となっています。

上下水道課　☎ 43-2296

地方公営企業とは

地方公営企業とは、地方公共団体が一般的な行政サービスや地域の医療や給水など地域住民の生活に密着した公共性の高い事業を、地方公営企業法に基づき、地方公共団体が直営で行うことのできない事業や、民間企業に委ねることが適当でない事業などを行うために設置し、特別会計を設けて経営する企業活動です。

代表的なものは、水道事業、下水道事業、病院事業等です。

地方公営企業は、**企業性（経済性）の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本原則とするものであり、その経営に要する経費は経営に伴う収入（料金）をもって充てる独立採算制が原則**となっております。

一般会計と区別されたその特別会計を設置し、予算や決算が組まれています。

また、地方公営企業法において、その経営に伴う収入をもって充てることが適当でないと認められる経費については、補助金、負担金、出資金、長期貸付金等の方法により一般会計が負担するものとされています。

公営企業の現状

■料金収入の減少

急速な人口減少によるサービス需要の減少に伴い、料金収入が減少しています。

■投資額の増大

高度経済成長期以降に整備された施設等の老朽化に伴い、施設の最適化や耐震化、ダウンサイジングを図り、近年大規模な自然災害への対策等の頻発化、実施すべき更新、投資の増大がこうした大きな経営環境の変化だけでは、経費負担の原則に基づき、繰出金を負担しているのが一般会計であり、厳しい財政状況にあります。

また、国における上下水道事業の八ード整備を進めてきた公共事業費は縮減し、公営企業等の状況が厳しくなってきています。

将来にわたって持続可能な経営をしていくためには財源の確保が重要であり、そのために適正な料金水準を設定する必要があります。

料金改定の検討

◎水道事業では

適正な水道料金の改定に向けて、各地区の市民の代表者等で構成される「仙北市水道運営審議会」へ令和4年1月に諮問し、現在も慎重な審議を継続しております。

◎下水道事業では

適正な下水道使用料へと見直すため、学識経験者や市民の中から委嘱を受けた委員の皆さんで構成される「仙北市下水道使用料等検討委員会」へ令和3年1月に諮問し、現在も慎重な審議を継続しております。

← 配水管漏水の様子

下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

現行料金	
1ヶ月当たり20㎥使用	
水道料金〈口径13㎜〉	3,795円
下水道使用料〈集排含〉	2,750円

水道事業の今後

施設や管路の多くが更新時期を迎え、アセットマネジメントの取組として策定された仙北市の基本計画によれば、毎年約3億7千万円程度と多額の更新費用が見込まれており、職員数の減少や業務委託の推進など経費削減策を実施してきましたが、現行料金のままでは経営状況が更に悪化し、赤字が生じ、安定した経営が困難となることが予想されます。そのため、計画していることが難しい見通しとなっています。

図表1　現行料金における財政シミュレーション（収益的収支）

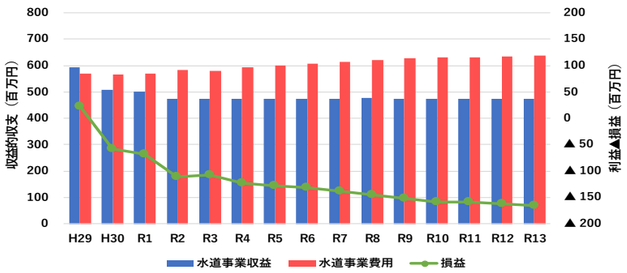

図表2　現行料金における財政シミュレーション（資本的収支、資金収支）

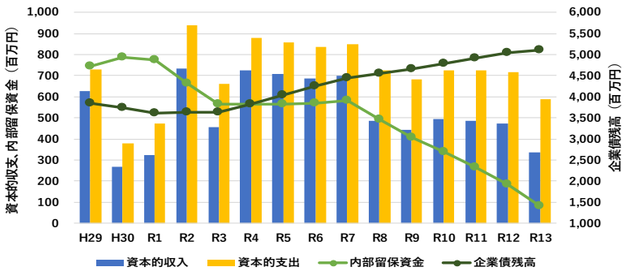

下水道事業の今後

下水道施設の整備資金である地方債（借金）の元利償還金が経営に大きな負担となっている人口減少等により使用料収入も減少しています。

一般会計からの繰出金は厳しい状況ではあるものの、現在、財源の不足分については補填されていますが、このままの状態で下水道事業を継続すると、将来的に事業が継続不可能な状態に陥り、持続的に安定したサービスを提供することが困難となることが予想されます。

図－1　処理区域内人口と料金収入の推移

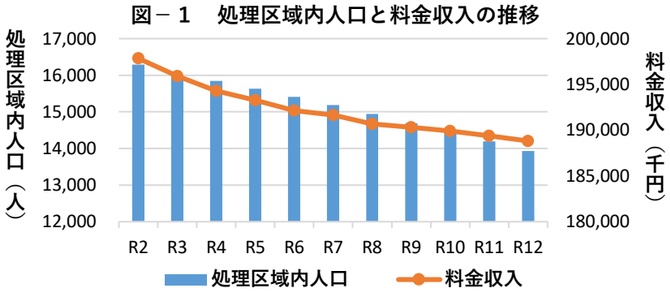

図－2　事業運営費の推移　単位：千円

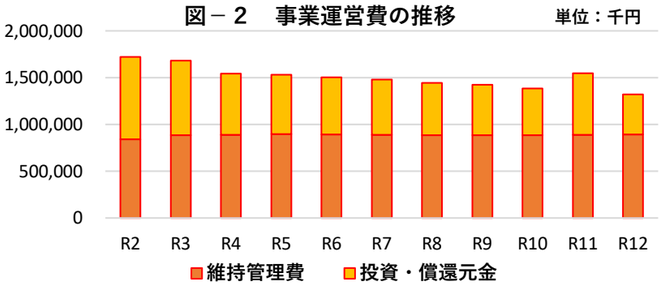

料金のあり方

地方公営企業法
第21条（料金）

地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2　前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、**能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。**

◆ 総務省通知により ◆

- 水道料金については、原価主義の原則に基づき、更新財源や災害対策等に要する経費を適切に確保するとともに、利用者間や世代間の負担の公平性に配慮した料金体系を整備する必要があるとされています。
- 下水道事業については、最低限行うべき経営努力として使用料【月3,000円／20㎥】が前提とされています。
  また、使用料が低い水準にとどまり、使用料で賄うべき経費を一般会計からの繰入等により賄っている団体にあたっては、早急に使用料の適正化に取り組むこととされています。